

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立長房小学校
校長名 川村 和人 公印

令和7年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおり、お届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人間尊重の精神を培い、カリキュラム・マネジメントを通して地域・社会との連携及び協働による児童の資質・能力とともに、未知の状況にも対応できる実践力や生涯を通して学ぼうとする力を育てる。地域運営学校として学校に関わる全ての人がウェルビーイングを実感できるために、「言われてうれしい言葉を遣い、みんな仲良く助け合い、学ぶ喜びを体得し、地域と共に歩む学校」を踏まえて、社会の向上に貢献しようとする「心とからだの健やかな子」の育成をめざし、次のような児童像を定める。

- ◎ よく考え、やりぬく子 (知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等)
- じょうぶで明るい子 (健康と体力等への意識向上)
- なかよく助け合う子 (地域・社会との連携・協働を通じた人間性)

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成「よく考え、やりぬく子」

- 校内研究を中心として、八王子市版スクール構想における定着期2年目として、これまでの誰一人取り残さないICTを活用した教育の推進を踏まえながら、指導と評価の一体化に基づいた、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する。

イ 健やかな体の育成「じょうぶで明るい子」

- 児童一人ひとりの健やかな体を育成するために、体力・運動能力・生活運動習慣等調査の結果を活かし、体育科の授業改善、体育集会活動の充実や外遊び等の奨励により運動の楽しさや喜びを味わわせる。また、運動の日常化を図るとともに基本的な生活習慣を身に付けさせ、家庭・地域・学校医等と連携した学校保健委員会での健康教育、栽培活動と連動した食育等を推進する。

ウ 豊かな心の育成「なかよく助け合う子」

- 「あいさつをする・集中して話を聞く・時間を守る・物を大切に使う」等の規範意識を育て、次に使う人や相手の気持ちを考えた集団生活の基本ルールやマナーの徹底を図る。

エ 不登校児童への支援

- 不登校総合対策「つながるプラン」に基づき、地域や家庭との連携を通して児童一人ひとりの実態や情報を共有し、全児童が人や地域とのつながりを持ち、所属感と承認欲求が満たされ自己有用感をもてるよう、児童一人ひとりの状況への必要な支援を行う。また、全児童の安心安全な魅力ある学校生活のための居場所や絆をつくとともに、不登校児童の社会的自立に向けた多様な教育的機会の確保を行う。

オ いじめの防止等の取組

- 八王子市教育委員会いじめ総合対策と長房小学校いじめ防止基本方針を踏まえ、学校いじめ対策委員会を毎週木曜日に開催し、いじめ・不登校・児童の安全等の問題に対して、情報共有を基にした組織的な支援体制を構築するとともに、未然防止・早期発見・早期対応の徹底を図る。

カ 特別支援教育の充実

- 八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、児童の個別の実態や特性に応じた生活や学習上の困難の改善、克服等のための適切な指導と必要な組織的支援について、学習環境の構造化や合理的配慮を行うとともに、全教育活動を通して各教科等の内容に関連付けた指導を行う。さらに、児童一人ひとりの学習や学校生活の充実とともに、児童が相互に思いやる心を育てる。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【長房中学校グループ(長房小学校、船田小学校)】

- 長房中学校グループにおいて、「学習を大切にする子」「自他を大切にする子」「体を動かすことを大切にする子」を目標に9年間を見通してグループの全教員で、義務教育修了後『社会の中でよく生きようとする人』の育成をめざすために、直接的・間接的交流活動を進める。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 個別最適な学び及び協働的な学びの実現をめざして、1人1台学習用端末の日常的な授業での活用、基礎・基本の学習を適宜指導し、機器の効果的な活用や教材・教具の工夫による学習等により、論理的思考力を身に付けながら粘り強く学習に取り組む児童の育成を図る。
- ② 児童一人ひとりが「何のために学ぶのか」という学習の意義を他の児童と共有し、全ての教科等において、話し合ったり協働したりしながら学習する主体的・対話的で深い学びの授業改善を図る。
- ③ 八王子市学力定着度調査等の結果を踏まえ、基礎・基本の定着に向けて、東京ベーシック・ドリルや八王子ベーシック・ドリル、1人1台学習用端末のドリル型学習コンテンツ等を活用した授業での繰り返しの学習等により、児童のつまづきに応じた指導を行う。
- ④ 高学年における教科担任制に向けた取組において、より質の高い教科指導、中学校教育への円滑な接続等を促進するとともに、多面的・多角的な児童理解の深まりに基づく学習の質を向上させることで教科指導の充実を図る。
- ⑤ 外国語科・外国語活動では、外国語指導助手(A L T)や地域人材との連携による体験的学習とICTの活用、教科担任制への取組等を通して、「聞く・話す」「読む・書く」に向けた積極的なコミュニケーションを図るとともに、音声を中心とした外国語による言語活動を全学年で実施し、英語に親しみ、楽しさを味わわせ、興味関心を高め、活用できる基礎的な技能を身に付けさせる。

イ 総合的な学習の時間

- ① 学校運営協議会や地域推進会議等との連携や地域資源を活用した身近な郷土や伝統文化及び日本遺産、仕事の探求・探究や体験等の学習を通して、課題発見並びに課題解決の能力の育成を図る。
- ② 課題解決型の学び方として、「気付く。感じる。見付ける。課題をもつ。考える。まとめる。発信する。活かす。」を踏まえた探究的な学習活動を確立し展開しながら情報活用能力の育成を図る。
- ③ 環境教育をSDGsと関連させて積極的に学習を展開し、「霊気満山高尾山～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」の活用で、自身の興味関心から課題をもつ身近な郷土学習を通して、地域の魅力や歴史、環境問題に対して主体的に考える力や実践する力を育成する。

ウ 特別活動

- ① 週授業時数27時間の実施における時間を活用し、学級活動、児童会活動、委員会活動、クラブ活動、中学校と連携した活動等を計画的に行い、異学年との交流を深めたり、自発的・自治的実践活動を積み重ねたりすることによって、認め合い、励まし合い、高め合う人間関係を培うことで、自己肯定感や自己有用感を高め、より良い集団生活をめざす児童を育成する。
- ② 学校行事において、学校生活に秩序と変化を与える活動を展開し、長房小学校の一員としての所属感や連帯感を高める指導を通して、自己実現を図ろうとする態度を養う。
- ③ 集団宿泊的行事のねらいとして、八王子市と比較して関連させながら見学先の自然環境や歴史、産業、観光業、文化遺産等の学習を行うとともに、実物に触れる体験活動について、児童自らが課題を設定して探究することを取り入れながら計画し、さらなる充実を図る。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ア 学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳教育全体計画及び別業を基に、他教科等との関連を図りながら、道徳的な価値を多面的・多角的に考え、児童が自らの問題として捉え向き合う「考え、議論する道徳」の充実を図る。特に、「親切、思いやり」「生命の尊さ」を重点項目として育成を図るとともに、児童が自らの成長を認められる年間を通した記録を綴り、広い視野から考えを深めていく道徳性の涵養を図る。
- イ 特別の教科 道徳の授業の積極的な公開や道徳授業地区公開講座での授業参観・講演会・意見交換会を通し、学校・家庭・学校運営協議会や地域推進会議等で協働して児童の道徳性を育てる。
- ウ 主たる教材である教科書や「東京都道徳教育教材集」を活用し指導の工夫を行い、学校の教育活動全体で関連付けて培った道徳的な価値について、学校コーディネーターや地域推進会議等の地域人材と協力しながら、地域の行事や学校行事で活かす体験的な活動の充実を図る。

(3) キャリア教育

- ア 近隣の保育園や幼稚園との保幼小連携の日の取組及び小・中学校や高等学校との交流を図り、スタートカリキュラムを実施し、自らの成長を自覚し、将来への夢と希望をもってより良く生きる児童を育成する。
- イ 地域推進会議と連携・協働した授業支援や各行事を通して、望ましい職業観や勤労観を育成する。
- ウ 「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、学び続ける心を育てるとともに、長房中学校グループにおける9年間の一貫性のある学校行事、児童会や生徒会等の活動、部活動への児童・生徒の取組と目標を共有することで、児童に自己の進路を選択する力とともに生きる力の醸成を図る。

(4) 特別支援教育

- ア 1人1台学習用端末及び視覚的教材やイヤーマフ等の支援道具の活用、学習環境整備など児童の実態に合わせ指導方法を工夫し、特別な支援を必要とする児童への合理的配慮を行う。
- イ 特別支援校内委員会を中心に、幼児期のサポートファイルやすくてくシートの活用とともに学校生活支援シート及び個別指導計画を作成し、児童への組織的支援体制を充実させる。
- ウ 児童の自立と社会参加を見据え共生社会の実現に向けた取組として、都立特別支援学校との副籍による交流及び共同学習を推進し、校内活動や地域活動交流等により「地域で共に育てる」をめざす。
- エ インクルーシブな教育の視点にたち、全ての児童が障害の有無に関係なく学習の機会が得られるように、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を計画し、学校行事、各教科等、給食、縦割り班活動等を通して思いやりの心と望ましい人間関係を育成する。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 児童の発達段階や自己理解の傾向を十分踏まえた指導、問題行動の背景を理解し個別の実態に応じた丁寧な指導等を通して、粘り強く児童の声に耳を傾け、児童会の意見を取り入れた学校生活のきまりづくりや改善等、心に響く関わりをもち続ける姿勢を示すことで信頼関係を築くとともに、児童相互のより良い人間関係構築の模範を示す。
- ② 「自分の命は自分で守る」を防災教育の基本とし、消防署と連携した様々な想定による避難訓練を実施するとともに、警察署と連携したセーフティ教室、メディアリテラシー教育、交通安全教室、自転車教室、薬物乱用防止教室などの健康・安全に関わる指導の充実を図る。
- ③ 「生命（いのち）の安全教育指導の手引き」や「八王子市教育委員会生命（いのち）の安全教育」を基に、各段階別教材・授業展開例を活用し、児童が性犯罪・性暴力の被害者・加害者・傍観者にならないために全学年での発達段階に応じた指導を推進する。

イ いじめ防止等の取組

- ① いじめをしない・許さない学級づくりを通して思いやりの心を育てるとともに「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を6月の道徳授業地区公開講座の日とし、自他の生命を大切にすることを教育を行う。
- ② いじめ・体罰防止の取組として、週1回以上の学校いじめ対策委員会を開催するとともにいじめ対応の時間を設け、教職員間の情報共有や児童対応等を行う。また年3回の児童アンケートを実施し、相談できる大人を確認するとともに、スクールカウンセラーの活用を図り、早期発見・対応を心がけ、児童が安心して自らを発信できる環境を維持するため、全学級で1学期末までにSOSの出し方に関する教育を行う。

ウ 不登校児童への支援等

- ① 登校支援教育コーディネーターが中心となり、個票システムの活用による不登校児童の状況把握について、巡回心理士やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、長房中学校グループ、専門機関等との連携を随時行い、校内委員会等において全教職員で共通理解を図り、児童・保護者への適切な支援・指導とともに、社会的自立に向けた支援としての取組を展開する。
- ② 長期休業に加え、日頃から連続して休む前に、気になる児童の実態や不登校児童の支援ニーズについて早期に把握し、不登校や学校生活の原因を全教職員で共有して組織的な対応により改善を図る。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育1年間を見通した小中一貫教育の取組

- (取組1) 学期に1回「小中一貫教育の日」を設け授業参観及び意見交換により連携を深めることを軸とし、小中合同引き渡し訓練、小学生の中学校授業・部活動見学と体験・参加、小中交流会、中学校合唱コンクールリハーサル見学会、児童会と生徒会を中心としたSNSルールづくり等を実施する。
- (取組2) 「学力定着プロジェクトチーム」を設置し、調査結果の分析と授業改善の取組内容等を共有し、学習に関する共通事項の検討を行い、学習に関するスタンダード策定を進める。
- (取組3) 生活指導やICT、養護、特別支援のチームを設置し、児童・生徒の情報交換を定期的に行う。
- (取組4) 「地域の子どもは地域で育てる」の意識を保護者・地域と共有・連携し、青少年対策長房地区委員会や学校運営協議会等と協働した三校地域清掃活動・三校交流会等を実施する。

イ 学力向上の取組

- ① 八王子市学力定着度調査等の結果を踏まえ、基礎的・基本的問題における児童一人ひとりの確実な定着について常に把握し、「はちおうじっ子ミニマム」を活用するとともに、朝学習や放課後の時間を利用したふさっこ教室（低学年）・中学年ナガブサントイム（低・中学年）、夏季休業中の算数教室（第3～第6学年）を実施する。その際、学校運営協議会等と連携した学力向上サポーター・地域ボランティア等と協力して、基礎学力の確実な定着のために補充的な学習の指導を継続する。

ウ その他

- ① 八王子市版情報活用能力系統表によるICT活用技能・情報リテラシーを義務教育9年間の積み重ねの基盤としてグループで共通理解するとともに、校内研究成果による市内大学が開発した英語の音声入力診断ソフトを学習用端末の日常的な活用に取り入れ、個別最適及び協働的な学びと評価の一体化による指導をめざす。
- ② 「長房小学校2020レガシー」として日本の伝統文化の学習と障害者理解教育を実施する。
- ③ 青少年対策委員会主催の清掃活動等、児童の地域での活動や取組を通知表に記入し評価を行う。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	16	20	21	16	2	20	22	18	19	16	18	16	204
2	17	20	21	16	2	20	22	18	19	16	18	16	205
3	17	20	21	16	2	20	22	18	19	16	18	16	205
4	17	20	21	16	2	20	22	18	19	16	18	17	206
5	17	20	21	16	2	20	22	18	19	16	18	17	206
6	17	20	21	16	2	20	22	18	19	16	18	16	205
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・第1学年は1学期始業式に不参加のため、授業日数が1日減。 ・第1・2・3学年は卒業式に不参加のため、第6学年は修了式に不参加のため、授業日数が1日減。 ・夏季休業日 7月24日から 8月27日まで。 ・都民の日 10月 1日を授業日とする。 												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表

領 域		学 年					
		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70(10)	70(10)	70(10)	70(10)
特別活動(学級活動)		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980(10)	1015(10)	1015(10)	1015(10)

備 考

ア その他の授業時数

区分		学年					
		1	2	3	4	5	6
児童会活動	児童会集会活動	1	1	1	1	1	1
	委員会活動					11	11
クラブ活動					20	20	20
学校行事		40	41	47	53 2/3	54	57 1/3
学級・学年の裁量の時間		15	16	12	6 1/3	7	1 2/3

イ 1 単位時間

- ・ 1 単位授業時間は45分とする。
- ・ クラブ活動は、1 単位授業時間を60分とし、年間15回実施する。

ウ 授業時数の確保に関する手だて

- ・ 第6 学年は、6 月18日（水）と20日（金）日光移動教室の日を6 時間とし、2 時間授業時間数増とする。
- ・ 第5 学年は、10月15日（水）八ヶ岳移動教室の日を6 時間とし、1 時間授業時間数増とする。
- ・ 第4 学年、第5 学年、第6 学年は、7 月15日（火）と18日（金）、12月16日（火）と19日（金）、3 月6日（金）と10日（火）と13日（金）と17日（火）を6 時間とし、8 時間授業時間数増とする。

エ 長期休業中に位置付ける学習内容

- ・ 第3 学年から第6 学年は、総合的な学習の時間「郷土学習」（第3 学年は地域を知り学ぼう①、第4 学年は地域を知り学ぼう②、第5 学年は長房の街づくりや発展、第6 学年は八王子と日光）の単元において、夏季休業中に10時間を家庭での調査活動に割り当てることとする。

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・ 第1、2 学年の学力向上のための補習時間として、「ふさっこ教室」を年間20回実施する。
- ・ 第1 学年から第4 学年の学力向上のための取組として、「ナガブサuntime」を年間8 回実施する。
- ・ 夏季休業中、第3 学年から第6 学年の学力向上のための取組として、「算数教室」を3 日間実施する。

カ その他

- ・ 第1 学年において「外国語活動（学年裁量の時間）」を4 時間実施する。
- ・ 第2 学年において「外国語活動（学年裁量の時間）」を5 時間実施する。

4 学校行事

月 曜 日	4		5		6		7		8		9	
	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事
1	火		木		日		火		金		月	避難訓練⑤ (地域)
2	水		金		月		水	小中一貫教育の日 (船田小)	土		火	
3	木		土	憲法記念日	火		木		日		水	
4	金		日	みどりの日	水		金		月		木	
5	土	春季休業日終	月	こどもの日	木		土		火		金	
6	日		火	振替休日	金	安全指導③	日		水		土	
7	月	始業式 定期健康診断始	水		土		月	安全指導④	木		日	
8	火	入学式	木	安全指導②	日		火	避難訓練④	金		月	
9	水	安全指導①	金	避難訓練②	月	避難訓練③ (地域)	水		土		火	
10	木		土		火		木		日		水	
11	金		日		水		金		月	山の日	木	
12	土		月		木		土		火		金	
13	日		火		金		日		水		土	
14	月		水	市学力定着度調査 (4・5・6)	土	学校公開 学校説明会 道徳授業地区公開講座 いのちの日	月		木		日	
15	火		木		日		火		金		月	敬老の日
16	水	避難訓練①	金		月	振替休業日	水		土		火	
17	木	全国学力調査 (6) 遠足 (3・4)	土		火	水泳指導始	木		日		水	
18	金		日		水	日光移動教室 (6) 始	金		月		木	
19	土		月		木		土		火		金	
20	日		火		金	日光移動教室 (6) 終	日		水		土	
21	月		水		土		月	海の日	木		日	
22	火		木		日		火		金		月	
23	水		金		月		水	終業式 水泳指導終	土		火	秋分の日
24	木		土	運動会	火		木	夏季休業日始	日		水	
25	金		日		水		金		月		木	
26	土		月	振替休業日	木		土		火	保幼小連携の日	金	
27	日		火		金	定期健康診断終	日		水	夏季休業日終	土	
28	月		水		土		月		木	始業式 安全指導⑤	日	
29	火	昭和の日	木		日		火		金		月	
30	水		金		月		水		土		火	
31	／		土		／		木		日		／	

月 曜 日	10		11		12		1		2		3	
	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事
1	水	都民の日 安全指導⑥	土	開校記念日	月		木	元日	日		日	
2	木		日	東京都教育の日	火		金		月		月	
3	金	遠足(1・2)	月	文化の日	水		土		火		火	安全指導⑩
4	土		火		木		日		水	小中一貫教育の日 (長房小)	水	避難訓練⑩
5	日		水		金	安全指導⑧	月		木		木	
6	月		木		土		火		金	安全指導⑩	金	
7	火		金	展覧会(児童鑑賞日)	日		水	冬季休業日終	土		土	
8	水	小中一貫教育の日 (長房中)	土	展覧会(保護者鑑賞日)	月	避難訓練⑧	木	始業式	日		日	
9	木	避難訓練⑥(起震車)	日		火		金		月		月	
10	金	セーフティ教室(全)	月	振替休業日	水	市学力定着度調査 (4・5・6)	土		火		火	
11	土	学校公開	火	安全指導⑦ 避難訓練⑦	木		日		水	建国記念の日	水	
12	日		水		金		月	成人の日	木	避難訓練⑩	木	
13	月	スポーツの日	木		土		火		金		金	
14	火		金		日		水		土		土	
15	水	ハヶ岳移動教室(5)始	土		月		木	安全指導⑨	日		日	
16	木	ハヶ岳移動教室(5)終 薬物乱用防止教室(6)	日		火		金	避難訓練⑨	月		月	
17	金	振替休業日	月		水		土		火		火	
18	土		火		木		日		水		水	
19	日		水		金		月		木		木	
20	月		木		土		火		金		金	春分の日
21	火		金		日		水		土		土	
22	水		土		月		木		日		日	
23	木		日	勤労感謝の日	火		金		月	天皇誕生日	月	
24	金		月	振替休日	水		土	学校公開	火		火	卒業式
25	土		火		木	終業式	日		水		水	修了式
26	日		水		金	冬季休業日始	月	振替休業日	木		木	春季休業日始
27	月		木		土		火		金		金	
28	火		金		日		水		土		土	
29	水		土		月		木		/		日	
30	木		日		火		金		/		月	
31	金	薬物乱用防止教室(6)	/		水		土		/		火	